

論点等説明シート

事業名	地籍基本調査	担当部局庁	不動産・建設経済局
事業についての論点等			
事業の背景・目的等	<p>○地籍調査は、国土調査法に基づき主に市町村が一筆ごとの土地の境界や面積等の調査を実施して正確な土地の基礎的情報(境界、面積等)を明確にするとともに、この成果が登記所の登記情報に反映されることを通じて、防災対策の推進(復旧・復興の迅速化等)や社会資本整備の効率化、民間都市開発の推進といった様々な効果が創出される重要な調査である。</p> <p>しかしながら、その進捗率は依然として約52%(令和元年度末時点)に留まっているなど、更なる地籍調査の促進が必要な状況であり、国が新たな技術を導入した調査を通じて、地籍調査に必要な情報やノウハウを提供すること等を通じて、市町村等による調査の実施を継続的に促進していく必要がある。</p> <p>○このため、令和2年度からは、従前の地籍基本調査の目的並びに内容をさらに発展させ、国が効率的で先進的な調査手法により地籍調査の基礎となる情報を整備し提供することにより市町村による地籍調査の実施を後押しするとともに、こうした調査手法を普及させることを通じて、市町村等における効率的な地籍調査手法導入の推進を図り、地籍調査のさらなる円滑化・迅速化を推進することを目的とした、「効率的な手法導入推進基本調査」を開始したところである。</p> <p>○「効率的な手法導入推進基本調査」においては、地域特性に応じて、都市部においてはMMS(モバイルマッピングシステム)※手法の活用、山村部においてはリモートセンシングデータの活用といった地籍調査の円滑化・迅速化に資する効率的で先進的な調査手法を国が実践することにより基礎的な情報を整備するとともに、手法の活用事例や実践された実績に基づいて整理された技術的課題への対応方法等のノウハウを蓄積し普及啓発を行うことにより、市町村等における効率的な地籍調査手法の導入推進を図っているところである。</p> <p>※MMSとは、車両等にGNSS(全球測位衛星システム)等の自動車位置姿勢データ取得装置及び3Dレーザスキャナ、カメラ等の数値図化用データ取得機器を搭載した計測・解析システム。</p>		
論 点	<p>①効率的な手法導入推進基本調査の対象(狙いどころ)は適切か</p> <p>②効率的で先進的な調査手法の導入効果</p> <p>③効率的で先進的な調査手法の導入が進まない理由</p>		